

へき地医療拠点病院の指定について

1. へき地医療拠点病院について

へき地医療拠点病院は、へき地診療所等への代診医等の派遣や、無医地区等への巡回診療、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構（県）の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的としています。

2. へき地医療拠点病院の指定申請について

令和元年10月28日付けで県に対して、松阪中央総合病院（松阪市川井町）から、へき地医療拠点病院指定の申請がありました。（P5～P7 参照）
本県では、県内のへき地診療所（現在27か所 P4 参照）から、代診医の派遣等支援の要請があった場合に、へき地医療拠点病院（現在9カ所 P2 参照）が連携して、代診医の派遣要請に対し100%の応需対応をすることを、医療計画のへき地医療対策における目標と定めています。新たなへき地医療拠点病院の指定については、代診医の派遣元の負担軽減や、へき地診療所等への支援拡充に繋がることが期待されます。

3. へき地医療拠点病院指定の考え方

へき地医療拠点病院の指定については、厚生労働省の「へき地保健医療対策実施要綱」（以下「実施要綱」という）に基づき、都道府県知事が指定します。

本県では、指定に際して、地域医療に係る審議の場にて、意見を求めることとしていることから、地域医療対策協議会に対して、意見を求めます。

【参考】実施要綱（抜粋）

（1）目的

この事業は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

（2）事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療支援機構を設置してる都道府県及び都道府県知事の指定を受けた者とする。

4. へき地医療拠点病院指定の要件

以下のいずれかの事業を必ず実施する事が、へき地医療拠点病院の指定要件とされています。

- ・「巡回診療等によるへき地住民の医療に関すること」
- ・「へき地診療所等への代診医の等の派遣及び技術指導、援助に関すること」
- ・「遠隔医療等の各種診療支援に関すること」

○当該病院からの申請書（P5～P7 参照）によると、へき地診療支援を行う医師を10名任命し、年間12回の代診医派遣が可能（派遣ニーズによる）であり、また、巡回診療についても要請があれば対応可能であることから、指定要件は満たしています。

【参考】実施要綱（抜粋）

(3) へき地医療拠点病院の指定

都道府県知事は、へき地医療支援機構（県）の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の事業を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

5. へき地医療拠点病院指定の状況

	医療機関名	所在地	指定年月
1	県立総合医療センター	四日市市	平成15年4月
2	県立志摩病院	志摩市	平成15年4月
3	紀南病院	御浜町	平成15年4月
4	尾鷲総合病院	尾鷲市	平成16年4月
5	伊勢赤十字病院	伊勢市	平成16年7月
6	三重病院	津市	平成22年7月
7	済生会松阪総合病院	松阪市	平成23年9月
8	松阪市民病院	松阪市	平成24年4月
9	県立一志病院	津市	平成26年9月

※今回申請のあった、松阪中央総合病院は10カ所目の申請となる。

6. へき地医療拠点病院の活動実績（代診医派遣・巡回診療）

①へき地医療拠点病院別 代診医派遣件数

(件)

派遣元 医療機関名	所在地	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
紀南病院	御浜町	2	4	2	3								1
尾鷲総合病院	尾鷲市			1									
県立志摩病院	志摩市	13	8	15	6	51	31	48	29	18	5	5	3
伊勢赤十字病院	伊勢市	3		7	5	3	3	12	13	7	4	3	3
済生会松阪総合病院	松阪市		3			1	3	4	6	4	4	3	2
松阪市民病院	松阪市						3	3	7	2	3	2	1
三重病院	津市				18	9							
県総合医療センター	四日市市	2	2	9	2	1		3	4		3	3	2
一志病院	津市								2	4	4	3	3
派遣実績 合計		20	17	34	34	65	40	70	61	35	23	19	15
応需率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	100%	100%	100%	100%	100%

②代診派遣依頼件数

(件)

派遣依頼 医療機関	所在地	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
神島診療所	鳥羽市	7	7	1	2	3	6	3	5	8	5	1	4
坂出診療所				12			1	1	3				
菅島診療所		1	2	3	2	2							
桃取診療所			4	10	7	5	6	5	10	7	11	10	8
長岡診療所		10						37	38		3	5	
鏡浦診療所石鏡分室								2	3	2	3	3	2
紀和診療所	熊野市	2	4	3	3	1	1				1		
神川診療所													1
町立南伊勢病院	南伊勢町			5	20	54	5	5	2	18			
報徳診療所	大台町						21	20					
派遣依頼件数 合計		20	17	34	34	65	40	73	61	35	23	19	15

③へき地医療拠点病院が実施する無医地区等への巡回診療実績

医療機関名	対象地区	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
紀南病院	紀宝町浅里地区		10	24	24	24	24	24	24
県立志摩病院	志摩市和具地区 (間崎島)								2

(参考)

南伊勢病院	古和浦地区 (古和浦へき地診療所)								14	24
-------	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	----	----

※南伊勢病院はへき地医療拠点病院とはなっていないが、医師不足により休診中となっていた「古和浦へき地診療所」に対して、南伊勢病院の医師が隔週1回の出張診療(巡回診療)を実施している。

(参考：厚生労働省がへき地医療拠点病院に求める活動実績について)

厚生労働省は、第7次医療計画策定（H29）における、「へき地医療体制構築に係る指針」において、「へき地医療拠点病院については、その主たる事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、いずれか月1回以上、あるいは年12回以上実施することが望ましいこと。」とへき地医療拠点病院毎の活動目標に対する指針を示しているが、本県ではへき地診療所等からの支援要請に対し、100%応需する事を目標としており、派遣回数等の目標は、定めていません。

(参考)三重県内へき地診療所一覧

市町	診療所	区分	住所地	常勤医の有無等
津市	津市家庭医療クリニック	国保	津市美杉町奥津	有
	洗心福社会美杉クリニック	民間	津市美杉町下之川	有
伊賀市	伊賀市国民健康保険 阿波診療所	国保	伊賀市猿野	有
	伊賀市国民健康保険 霧生診療所	国保	伊賀市霧生	無※
松阪市	松阪市森診療所	市立	松阪市飯高町森	有
	松阪市波瀬診療所	市立	松阪市飯高町波瀬	
大台町	大台町報徳診療所	町立	多気郡大台町江馬	有
	大台町大杉谷診療所	町立	多気郡大台町久豆	無※
鳥羽市	鳥羽市立長岡診療所	市立	鳥羽市相差町	有
	鳥羽市立桃取診療所	市立	鳥羽市桃取町	有
	中村医院	民間	鳥羽市答志町	有
	鳥羽市立菅島診療所	市立	鳥羽市菅島町	有
	鳥羽市立神島診療所	市立	鳥羽市神島町	有
	鳥羽市立鏡浦診療所	市立	鳥羽市浦村町	無※
	鳥羽市立鏡浦診療所 石鏡分室	市立	鳥羽市石鏡町	無※
南伊勢町	宿田曾診療所	町立	度会郡南伊勢町田曾浦	有
	阿曾浦診療所	町立	度会郡南伊勢町阿曾浦	休診中
	南伊勢町立古和浦 へき地診療所	町立	度会郡南伊勢町古和浦	無※
尾鷲市	九鬼脳神経クリニック	民間	尾鷲市九鬼町	有
熊野市	熊野市立五郷診療所	市立	熊野市五郷町寺谷	無※
	熊野市立神川へき地診療所	市立	熊野市神川町神上	無※
	熊野市立育生へき地 出張診療所	市立	熊野市育生町長井	無※
	熊野市立紀和診療所	市立	熊野市紀和町板屋	有
	熊野市立上川診療所	市立	熊野市紀和町和気	無※
	熊野市立楊枝出張診療所	市立	熊野市紀和町楊枝	無※
御浜町	尾呂志診療所	町立	南牟婁郡御浜町上野	有
紀宝町	紀宝町立相野谷診療所	町立	南牟婁郡紀宝町井内	有

資料：三重県調査（平成30年1月末現在）

「無※」 兼任管理等により対応。

(以下、申請資料)

三厚連松中発 第215号

令和元年10月28日

三重県知事 鈴木 英敬 様

病 院 名 三重県厚生農業協同組合連合会
松 阪 中 央 総 合 病 院
代 表 者 名 院 長 三 田 孝 行

へき地医療拠点病院指定願い

標記について、へき地医療拠点病院に指定いただきたく、病院概要及び（事業名）に関する事項等を提出いたします。

記

1. 病院の概要

- (1) 開設者名 三重県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 庄山 隆裕
- (2) 病 院 名 松阪中央総合病院
- (3) 所 在 地 三重県松阪市川井町字小望102
- (4) 施 設 長 院長 三田 孝行
- (5) 開設年月日 昭和36年7月
- (6) 病 床 数 440床

2. へき地医療活動内容（実績又は計画）

- (1) 派遣対応医師
10名任命予定
- (2) へき地診療所等への代診医等の派遣見込
年間12回（要請元のニーズ、応需調整による）
- (3) 巡回診療の対応について
要請があれば、対応可能

3. 当該病院をへき地医療拠点病院の指定を必要とする理由
別紙に記載

4. その他参考となる資料
別紙に記載

5. 特記事項

(別紙資料)

1. 松阪中央総合病院の概要

病床数

440床（9病棟、急性期一般入院料1）

標榜科（22科）

内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、呼吸器内科、外科、脳外科、胸部外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、小児科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、脳神経内科、麻酔科、放射線科、放射線治療科、リハビリ科、精神科、病理診断科

職員数

660名（うち医師106名）※パート職員別途215名

認可・指定

地域医療支援病院（平成16年3月認定）

地域がん診療連携拠点病院（平成17年1月認定）

災害拠点病院（平成24年2月認定）

救急告示病院（二次救急）

基幹型臨床研修病院

2. 沿革

昭和36年7月	212床（一般132床、結核80床）で開院
平成9年4月	新病院完成（489床→440床）
平成16年3月	地域医療支援病院 認定
平成17年1月	地域がん診療連携拠点病院 認定
平成18年6月	DPC対象病院
平成19年3月	化学療法センター（20床）開設
平成21年4月	放射線治療科開設、放射線治療装置整備導入
平成23年2月	電子カルテ稼動
平成24年2月	災害拠点病院 認定
平成24年12月	院内保育施設「ドレミ保育園」開設
平成25年4月	MRI装置3.0T導入(Philips Ingenia3T)導入
平成25年9月	頭・腹部血管造影X線診断装置 導入
平成26年1月	放射線治療装置増設（2台体制となる）
平成28年11月	PET-CT導入

3. へき地医療対策への取組み

当院は松阪市と周辺地域の急性期・救急・専門医療および地域医療を担う基幹病院としての役割を果たしています。

また、三重県厚生連の基幹病院として、過疎地域に立地し医師不足に窮している当会大台厚生病院（以下大台厚生）、南島メディカルセンター（以下南島MC）に対して定期的に医師を派遣するとともに、連携協力体制を構築することにより、両施設に突発的な休診等が発生した場合の応援要請にも適宜対応しています。

へき地医療拠点病院としての体制では、22診療科に106名の医師が在籍しており、幅広い要請に対応することが可能で、予め派遣対応医師を10名程度任命し、要請があった場合には、要請元のニーズに即した医師の派遣に努めます。

森診療所（松阪市）、報徳診療所（大台町）への派遣に対しては、大台厚生との連携協力体制を活かした迅速で効率的な派遣体制を構築することが可能です。また、南伊勢町に有するへき地診療所（宿田曾・古和浦・阿曾浦（休診中））への支援については、本院から南島MCに派遣した医師と町立病院の医師が連携協力体制を取り、該当地域のへき地医療を支援する事が可能です。

当院は県の中央部に立地することから、他医療圏の診療所からの要請に対して医療圏内の拠点病院の対応が不可能な場合にも、対応する事が可能です。

県内のへき地医療機関（医師常勤施設）、へき地拠点病院

